

景観計画に関する届出の提出書類について

提出の際は次の書類を1部提出してください

※(1)の③から⑥、(2)の③から⑤の用紙サイズはA3判又はA4判とし、入りきらないときは、適当な縮尺としてください。

(1) 建築物の新築等又は工作物の建設等

- ① 景観計画区域内における行為届出書又は通知書
 - ・届出書(「景観条例施行規則」様式第1号(第3条関係))
 - ・通知書(「景観条例施行規則」様式第6号(第6条関係))
- ② 景観形成の配慮事項に係る対応説明書(「景観条例施行規則」様式第1号附表1及び附表2)
- ③ 位置図、周辺図(縮尺は1/2,500以上)
建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
- ④ 周辺写真(撮影位置及び方向を明示)
当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
- ⑤ 配置図(縮尺は1/100以上)
当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
- ⑥ 立面図(縮尺は1/50以上)
建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図、マンセル表色系により表示
- ⑦ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 開発行為(都市計画法第4条第12項)

- ① 景観計画区域内における行為届出書又は通知書
 - ・届出書(「景観条例施行規則」様式第1号(第3条関係))
 - ・通知書(「景観条例施行規則」様式第6号(第6条関係))
- ② 景観形成の配慮事項に係る対応説明書(「景観条例施行規則」様式第1号附表1及び附表2)
- ③ 位置図、周辺図(縮尺は1/2,500以上)
当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
- ④ 周辺写真(撮影位置及び方向を明示)
当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真
- ⑤ 設計図又は施行方法を明らかにする図面(縮尺は1/100以上)
- ⑥ その他参考となるべき事項を記載した図書

(3) 当初の計画を変更する場合

届出をした内容を変更しようとするときは、あらかじめ次の書類を提出してください。

通知の場合、変更届は不要ですが、変更内容を下記までご連絡ください。

- ① 景観計画区域内における行為の変更届出書
 - ・届出書(「景観条例施行規則」様式第1号)
- ② 景観形成の配慮事項に係る対応説明書(「景観条例施行規則」様式第1号附表1及び附表2)
- ③ (1)③~⑦、(2)③~⑥のうち、変更の内容の説明に必要なもの